

西東京市告示第58号

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成13年西東京市条例第127号。以下「条例」という。）第18条第2項及び西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成13年西東京市規則第123号）第10条の規定により、令和8年度西東京市一般廃棄物の処理及び再利用計画を定めたので、条例第18条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

西東京市長 池澤隆史

## 令和8年度西東京市一般廃棄物の処理及び再利用計画

### 第1 一般廃棄物処理計画

#### 1 一般廃棄物の処理に関する基本方針

市では、家庭ごみの有料化、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集、プラスチック容器包装類の分別収集の実施により、ごみ排出量が大幅に減少し、また、資源物の戸別収集も実施したことで、大きなリバウンドのないごみ排出量に落ち着いている。そして、新型コロナウイルス感染症による影響も落ち着き、コロナ禍以前の水準よりもさらにごみ排出量が減少している。これは市民のごみの減量と資源化に関する意識が向上し、行動変容につながってきていることが影響しているものと思われる。

令和4年に改定した西東京市一般廃棄物処理基本計画では、「協働で築く環境にやさしい 持続可能な循環型社会の推進」（西東京市一般廃棄物処理基本計画82ページを参照）をごみ処理の基本目標に掲げ、取り組みを進めているが、その実現に向けては、市民や事業者も自らの認識と責任を持って必要な役割を担っていく必要がある。そして、市には、率先してごみの発生抑制及び資源化を維持し、市民及び事業者への情報提供、情報交換及び支援を行うことで協働して目標へ向かっていくことが求められている。さらには、ごみの適正な処理・処分を推進するため、災害時の廃棄物処理も含めて近隣市との協力体制を強化していくことが必要である。

#### 2 一般廃棄物の減量施策に関する事項

##### (1) 減量目標

西東京市一般廃棄物処理基本計画の目標値（令和18年度）は、ごみ排出量が年間31,421トン、1日一人当たりの家庭ごみ原単位が330グラム、焼却残さ量が年間3,844トンとする。

##### (2) 市民・事業者における方策

###### ア 資源物の分別収集の活用

可燃ごみや不燃ごみの中には、本来資源物として排出すべきものが混入していることがある。可燃ごみ中の雑誌類、不燃ごみ中のプラスチック容器包装類等の分別を徹底し、資源物として適正に排出することにより、資源化を推進する。また、市で作成・配布しているほか、個人でも作成可能なざつがみばっぐ（雑紙収納袋）の活用により、古紙類を入れてそのまま排出することによる分別及び排出をしやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の推進を図る。

###### イ 生ごみの減量化・堆肥化

生ごみは、可燃ごみの約30パーセントを占めており、またその約80パーセントが水分となっている。生ごみの水切り用具、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等の活用のほか、最初から生ごみを濡らさない工夫を行うなど、ご

みの減量と堆肥資源化を推進する。

#### ウ 食品ロス削減の推進

市民は、消費期限と賞味期限の違いを理解し、「買いすぎない・作りすぎない・食べ切る」を心掛ける。また、食べ切れない食品については、フードドライブ活動に積極的に参加する。外食時は、3010運動又は持ち帰り容器の活用により、食べ切ることを意識する。

事業者は、消費期限及び賞味期限の表示方法、持ち帰り容器の提供、ばら売り等、市民の食品ロス削減に寄与する方策を検討する。また、フードドライブ活動に参加する。

#### エ プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進

市民は、買物時にマイバッグ等を利用する等により、プラスチックごみの発生を抑制する。また、指定収集袋による分別収集を継続することで、プラスチック容器包装類の分別の徹底を図る。

事業者は、製品及びレジ袋について、石油プラスチックから環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図る。

#### オ 資源物の店頭回収の推進

市民は、スーパー等が実施している食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、飲料用缶等の資源物の店頭回収を活用する。

事業者は、店舗及び事業所において資源物の独自の店頭回収を推進する。また、空きスペースを市民及び行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用する。

#### カ リユース活動の推進

物の購入によるごみの発生を抑制し、資源循環を促進するため、物を購入せず必要に応じて利用するリユース食器及び容器、リース、シェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用する。また、事業者が独自に実施する古着等の回収を活用する。

#### キ 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用を抑制し、再生品の選択及び使用に努める。

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品を販売し、自主回収、資源化ルートを構築する。また、アフターサービスの充実、低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行う。

#### ク 発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任及び拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制及び資源化を推進する。また、事業者向け廃棄物処理の手引を活用し、適切な排出を図る。

#### ケ 包装廃棄物の発生抑制

事業者は、過剰包装を自粛する。また、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、包装廃棄物の発生を抑制する。

コ 多量排出事業者における減量化の徹底

事業者は、ごみの減量及び資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行する。

(3) 行政における方策

ア 教育及び啓発活動の充実

(ア) 学校等における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために、保育園及び小・中学校における次に掲げる環境学習を促進し、及び実施する。また、食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図る。

- a 学習用資料の作成及び配布
- b 環境講座の開催
- c 電子紙芝居の作成及び公表（DVDの学校への配付、市のホームページで公開等）

(イ) 学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全及び資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、市民団体、NPO法人等とも協力し、環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみの減量、資源化の手法等を周知する。また、ごみの減量、資源化等に関する出前講座等を開催する。

(ウ) 情報の提供

市民及び事業者に率先してごみの発生抑制及び資源化の行動を起こしてもらえるよう、行政、市民団体、事業者等による循環型社会を形成するための取組に関する情報を、広報誌、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供する。具体的な取組内容は、次のとおりとする。

- a ECO羅針盤による定期的な啓発並びに市掲示板及びチラシによるポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供
- b 市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリ等における情報の充実
- c 市民、市民団体等の実践行動の紹介
- d 不用品交換の情報の収集・提供及び不用品交換の場所の提供
- e 生ごみの水切り方法等に関する情報収集及び有効な取組の紹介
- f 外国人向けの「ごみ・資源物の出し方」（英語・中国語・韓国語）等の提供

(エ) 地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにする。ごみの減量及び資源化並

びに環境問題に取り組んでいる市民及び市民団体に対して支援及び協力を行う。また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、外国人及び転入者も含めた地域活動及び排出ルールの遵守を促進する。具体的な取組内容は、次のとおりとする。

- a 集団回収実施団体との意見交換会の定期的な開催及び取組の改善
- b 新規集合住宅及び新興住宅地における排出ルール及び集団回収の周知徹底
- c ボランティアに対するごみ袋の無料配布
- d エコプラザ西東京登録団体、西東京市市民協働センターゆめこらぼ等の市民団体、NPO法人等による環境活動の広報による普及啓発及び連携支援

(オ) エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施しているリユース祭り、各種講座、シルバー人材センターによる家具の再生等の事業の周知・活用を図る。また、市民及び市民団体等の環境学習及び活動拠点としての利用を促進する。市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図る。

(カ) 事業者向け廃棄物処理の手引の活用

事業系可燃ごみの発生抑制、減量及び資源化を促進するために、事業者向け廃棄物処理の手引を用いてごみの排出方法等の周知を行う。また、小規模事業者が排出者責任を果たせるような方策を検討する。

イ 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底

収集車両及びごみ処理施設の火災の原因となる小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池）及びスプレー缶について、分別を徹底するよう周知を図る。また、小型充電式電池については、リサイクル協力店及び市での回収を拡大するとともに、回収場所についてホームページ、広報等で周知する。

ウ 小型家電の処理システムの検討

小型家電について、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、またリサイクルに伴う財政負担を軽減するため、回収方法、回収対象品目等について見直しを検討する。

また、家電小売店による店頭回収、買い替え時回収及び小型家電リサイクル法に基づく認定業者による回収の利用を推進する。

エ エコ・クッキングの啓発と生ごみの減量化

(ア) エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する調理くず等の発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会等を開催し啓発に努める。具体的な取組内容は、次のとおりとする。

- a 生涯学習、出前講座等での紹介
- b エコ・クッキングナビゲーターの活用

(イ) 生ごみの減量化

生ごみを回収して堆肥化したものを市民、公園管理等に還元する等、生ごみを減量化する。また、市民が自ら生ごみの減量を図ることができ方策を周知・啓発し、支援を行う。

オ フードドライブ活動の推進

食品ロスの削減及び地域貢献を促進するため、フードドライブ活動について、実施団体である西東京市社会福祉法人連絡会との協力を継続する。また、市主催のフードドライブ活動を実施するとともに、広報等での各種情報提供を行うことで、市民の参加を促進する。

カ プラスチックごみの発生抑制及び資源循環の促進

レジ袋の有料化、マイバッグ運動の展開等により、プラスチックごみの発生抑制を図る。また、汚れて資源化が難しいプラスチック容器包装類、軟質プラスチック等のプラスチックごみの分別について、柳泉園組合及び構成市と協議するとともに、プラスチック資源循環戦略に基づき、より効果的なプラスチック資源の回収及びリサイクルの拡大と高度化について検討する。

キ 資源物の店頭回収の促進

事業者及び市が共同で店頭回収をPRする等、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。

ク リユース活動の促進

(ア) リユース関連サービスの利用・促進

スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等の共同キャンペーン等の実施により、マイカップ、マイ箸及びマイ容器の利用を促進する。

また、市民団体、民間事業者及び小売店と連携及び協力し、環境フェスティバル、市民まつり等のイベント時におけるリユース食器利用に係る調査研究並びに日用品及び食品購入時のリユース容器サービスの利用普及を推進する。

さらに、リース、シェアリング、サブスクリプション等の民間事業者のサービスについても、利用普及を推進する。

(イ) 市民間のリユース活動の促進

エコプラザ西東京で不用品の譲渡情報を掲示するリユース掲示板及び玄関先で不用品の譲渡を行う0円均一活動の普及・促進を図る。また、りさいくる市の開催及び再生家具等の販売を推進するほか、不用品譲渡を仲介する民間事業者との連携を検討する。

(ウ) リユースに関する取組の検討

マイボトル持参による割引、市民及び事業者がリユース取引を行う際の信頼性を確保するための認証制度の整備等、先進事例を基に、リ

ユースを推進するための新たな取組を検討する。

#### ケ エシカル消費の促進

市民及び事業者のエシカル消費を促進するため、認証ラベル・マークの普及啓発並びに市ホームページ及び広報での情報提供を行う。

#### コ グリーン購入の推進

市は、率先して環境に配慮した物品、リユース品等を調達（グリーン購入）するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を推進する。

#### サ 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等の管理者及び所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行う。また、集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度を活用し、管理者による集積所の適正な管理体制を構築する。具体的な取組内容は、次のとおりとする。

a ごみ収集作業員からの報告等に基づく、ルール違反が著しい集合住宅への個別指導

b 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度の活用

#### シ 家庭系ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析し、検証する。また、処理施設を市内に有していない本市として、各処理施設管理組合の構成市町への配慮や均衡を考慮しつつ、ごみ処理有料化の制度が効果的に活用されるよう、適切な運用方法を検討する。

#### ス インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取組による一定の成果に対して表彰したり、店頭回収を推進する事業者について、市ホームページで情報を提供することにより支援する等、インセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究する。

### (4) 生活排水の適正処理

公共下水道が約100パーセント普及しているため、生活排水は、できる限り公共下水道で処理する。また、完全水洗化を推進しつつ、残存するくみ取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持する。

## 3 一般廃棄物の収集量及び処理量の見込みに関する事項

### (1) 収集及び運搬計画

#### ア 可燃ごみ

収集区域	市内全域
収集回数	週2回
収集方法	有料の市指定収集袋にて戸別収集
収集主体	市が委託した事業者及び市が許可した事業者並びに家庭からの自己搬入
運搬先	柳泉園組合

収集運搬量	年間27,622トン(市が委託した事業者21,232トン、市が許可した事業者及び家庭からの自己搬入6,390トン)
-------	---

イ 不燃ごみ

収集区域	市内全域
収集回数	隔週収集(2週間に1回)
収集方法	有料の市指定収集袋にて戸別収集
収集主体	市が委託した事業者及び家庭からの自己搬入
運搬先	柳泉園組合
収集運搬量	年間3,237トン(市が委託した事業者3,159トン、家庭からの自己搬入78トン)

ウ 有害ごみ・危険物

収集区域	市内全域
収集回数	隔週収集(2週間に1回)又は拠点回収
収集方法	不燃ごみの収集日に袋で排出されたものを戸別収集
収集主体	市が委託した事業者
運搬先	柳泉園組合
収集運搬量	年間49トン(市が委託した事業者49トン)

エ 粗大ごみ

収集区域	市内全域
収集回数	随時(電話等による申込みごと)
収集方法	戸別有料収集
収集主体	市が委託した事業者及び家庭からの自己搬入
運搬先	柳泉園組合
収集運搬量	年間868トン(市が委託した事業者707トン、家庭からの自己搬入161トン)

(2) 事業活動による事業系一般廃棄物に係る事業者の責務

事業者が排出する事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に排出しなければならない。

また、事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成13年西東京市規則第123号)第7条に定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。ただし、これらの方法によることができない場合は、事業者自らが直接中間処理施設へ搬入するか、西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成13年西東京市条例第127号。以下「条例」という。)第25条の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に処理を依頼する等、適正に事業系一般廃棄物を排出しなければならない。

4 一般廃棄物の種類及び分別の区分

- (1) 一般廃棄物の種類及び分別の区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ・危険物、粗大ごみ及びし尿とする。
- (2) 収集及び運搬は、市直営又は市が委託した事業者が行うものとする。
- (3) 一般廃棄物の処理は、柳泉園組合が主体的に行うものとする。

(4) 一般廃棄物の処分は、東京たま広域資源循環組合及び野村興産株式会社イトムカ鉱業所（北海道北見市留辺蘂町）が主体的に行うものとする。

5 一般廃棄物の処理方法

収集した一般廃棄物は、柳泉園組合内の中間処理施設に搬入し、可燃ごみはごみ焼却処理施設で焼却処理を行う。不燃ごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎し、又は選別処理し、資源化及び容積を減らす処理を行う。

資源物は、柳泉園組合内リサイクルセンターで選別し、プレス機等により圧縮し、有価物を資源回収業者に引き渡す。

さらに、柳泉園組合の中間処理施設から排出された焼却残さ等を東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場でエコセメント化を行う。

6 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する占有者及び事業者の協力義務の内容

(1) 占有者の協力義務

ア 土地又は建物を占有している者（以下「占有者」という。）は、家庭廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、家庭廃棄物の減量に協力しなければならない。

イ 占有者は、家庭廃棄物を種別ごとに分別し、所定の場所に排出しなければならない。

ウ 占有者は、市が行う廃棄物に関する施策の実施に協力しなければならない。

(2) 事業者の協力義務

ア 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系廃棄物の減量に協力しなければならない。

イ 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市が行う廃棄物に関する施策に協力しなければならない。

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 動物死体の処理作業

ア 犬及び猫等の死体処理

収集区域	市内全域
収集回数	随時（電話等による申込みごと）
収集方法	市が路上等の死体発見場所で収集（占有者又は管理者が自らの責任で行うものを除く。）
収集主体	市
運搬先	柳泉園組合
収集運搬量	年間43匹

イ 市民の協力義務

市民は、動物の死体を自ら処分できないときは、速やかに市長に届け、その指示に協力しなければならない。

(2) し尿及び浄化槽の汚泥の処理

ア し尿

収集区域	市内全域
収集回数	随時（電話による申込み）
収集方法	バキューム車による戸別有料収集
収集主体	市が委託した事業者
運搬先	柳泉園組合
収集運搬量	年間170キロリットル

イ 浄化槽の汚泥

収集区域	市内全域
収集回数	随時（電話による申込み）
収集方法	浄化槽の清掃時に収集
収集主体	条例第32条の規定による浄化槽の清掃業の許可を受けた事業者
運搬先	柳泉園組合
収集運搬量	年間188キロリットル

(3) 中間処理施設における一般廃棄物の予定処理量

ア 焼却処理施設

施設名	柳泉園組合内柳泉園クリーンポート
施設所在地	東京都東久留米市下里四丁目3番10号
廃棄物の処理の形式	全連続燃焼式火格子焼却炉(ストーカ炉) 3炉
処理能力	一日当たり105トン（一炉当たり）
廃棄物の搬入量	年間27,622トン(市が委託した事業者21,232トン、市が許可した事業者及び家庭からの自己搬入6,390トン)
焼却残さ(エコセメント化の量)	年間3,222トン

イ 有害ごみ保管施設

施設名	柳泉園組合内有害ごみ保管施設
施設所在地	東京都東久留米市下里四丁目3番10号
廃棄物の搬入量	年間49トン（市が委託した事業者49トン）

ウ 粗大ごみ処理施設

施設名	柳泉園組合内不燃粗大ごみ処理施設（不燃及び粗大ごみ）
施設所在地	東京都東久留米市下里四丁目3番10号
処理能力	5時間当たり50トン
廃棄物の搬入量	不燃ごみ 年間3,237トン(市が委託した事業者3,159トン、家庭からの自己搬入78トン) 粗大ごみ 年間868トン（市が委託した事業者707トン、家庭からの自己搬入161トン）
埋立処分量	年間0トン

エ し尿処理施設

施設名	柳泉園組合内し尿処理施設
施設所在地	東京都東久留米市下里四丁目3番10号
廃棄物の処理の形式	前処理及び脱水方式

処理能力	一日当たり35キロリットル
------	---------------

(4) 最終処分施設における一般廃棄物の予定処理量

ア 一般廃棄物（有害ごみを除く。）の処分

施設名	東京たま広域資源循環組合二ツ塚廃棄物広域処分場
施設所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立地の面積	18.4ヘクタール
埋立て地の総容量	約370万立方メートル
廃棄物の埋立て容量	約250万立方メートル
覆土容量	約120万立方メートル
エコセメント化搬入量	焼却残さ 年間3,222トン

イ 有害ごみ処分

施設名	野村興産株式会社イトムカ鉱業所
施設所在地	北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地1
廃棄物の搬入量	年間49トン

ウ 動物の死体処理（占有者又は管理者が自らの責任で行うものを除く。）

施設名	慈恵院多摩犬猫霊園
施設所在地	東京都府中市浅間町二丁目15番地1
廃棄物の搬入量	年間43匹

第2 一般廃棄物の処理及び再利用計画

1 再利用に関する基本方針

一般廃棄物が排出される段階における分別の徹底を図り、再資源化を推進する。

2 再利用促進の施策に関する事項

市は、再資源化を促進するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 集団回収の促進

ア 集団回収の促進

集団回収の活動状況及び回収実績の情報提供、PR活動等、更なる周知を行うとともに、地域別及び活動団体別に回収実績を整理し、資源化に積極的に取り組んでいる団体等を報告することで、集団回収を促進する。

イ 新規集団回収活動団体への働きかけ

集団回収は、地域コミュニティ形成の視点からも重要な役割を担っている。現在、本市では、工場跡地等に高層マンション等の大型集合住宅及び戸建住宅が建設されている。こうした状況のなか、新たに西東京市民となった人たちに対し、ごみ減量と資源化について周知を行うとともに、集団回収活動団体への新規登録の働きかけを行う。

(2) 資源物収集品目の拡大

プラスチック製容器包装類の分別収集の実施に伴い、資源化の推進を目指すため、廃食用油、金属製品等の収集品目の拡大を実施した。今後、国の動

向等を踏まえ、プラスチックの一括収集について情報収集に努めていく。

- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づくその他プラスチック類（ペットボトル以外）の分別収集不燃ごみに含まれるプラスチック製容器包装類を有効利用し、不燃ごみを削減するため、プラスチック製容器包装類の分別収集を更に促進し、資源化を図る。

### 3 資源物等の収集量の見込みに関する事項

資源物等の収集量の年間見込み量

種類	収集量
古紙及び布類	5,729トン
びん	1,547トン
缶	509トン
ペットボトル	807トン
プラスチック製容器包装類	2,541トン
金属類	338トン
廃食用油	38トン
小型家電	234トン
剪定枝	587トン
インクカートリッジ	0.28トン
生ごみ及び生ごみ一次処理物	29トン

※小型家電には、基盤スクラップ3トンを含む。

### 4 資源物等の種類及び分別の区分

#### (1) 資源物等の種類

資源物は、古紙（新聞、雑誌、雑紙、段ボール及び牛乳パックをいう。以下同じ。）、布類（衣類、下着・水着、帽子、毛布、ベルト、かばん、ぬいぐるみ等をいう。以下同じ。）、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、金属類、廃食用油、小型家電、剪定枝、インクカートリッジ、生ごみ及び生ごみ一次処理物とする。

#### (2) 資源物等の排出方法

##### ア 古紙及び布類

市民は、古紙及び布類について、集団回収の実施により資源化を図る。ただし、集団回収を行っていない地域については、市があらかじめ定めた方式により排出する。

##### イ びん

市民は、びんの残留物を取り除き、水等ですすいで市があらかじめ定めた方式によりカゴ等に排出する。ただし、飲料又は飲食用のびんに限る。

##### ウ 缶

市民は、缶の残留物を取り除き、水等ですすいで市があらかじめ定めた方式によりカゴ等に排出する。ただし、飲料又は飲食用の缶に限る。

##### エ ペットボトル

市民は、ペットボトルの残留物を取り除き、水等ですすぎ、ふた及びラベルを取り除き、市があらかじめ定めた方式によりカゴ等に排出する。ただし、飲料及びしょう油用等のペットボトルに限る。

オ プラスチック製容器包装類

市民は、プラスチック製容器包装類の店頭回収を実施している販売店へ返却する等により資源化を図る。ただし、販売店が店頭回収を実施していない等の理由により、プラスチック製容器包装類を販売店に返却できない場合は、残留物を取り除き、水等ですすぎ、市の指定収集袋で建物の敷地内に排出する。

カ 金属類

市民は、市があらかじめ定めた方式によりカゴ等に排出する。

キ 廃食用油

市民は、ペットボトル等の容器にこぼれないように栓をして市があらかじめ定めた方式により排出する。

ク 小型家電

市民は、使用済み小型電子機器を市があらかじめ定めた方式により排出する。

ケ 剪定枝

市民は、4束（4袋）以上排出する際は、資源循環推進課へ連絡する。

コ インクカートリッジ

市民は、使用済家庭用インクカートリッジを市があらかじめ定めた公共施設の回収箱に排出する。

サ 生ごみ及び生ごみ一次処理物

市に登録をした市民は、可燃ごみ収集日にバケツに入れて排出する。

(3) 収集方法等

ア 収集区域(市内全域)

イ 収集方法等

種類	収集方法（戸別収集）	
古紙・布類・びん・缶	2週に1回、市が指定する日	戸建て住宅は敷地内の収集しやすい場所、集合住宅は指定された集積所において市が委託した事業者が収集する。
ペットボトル	週1回、市が指定する日	戸建て住宅は敷地内の収集しやすい場所、集合住宅は指定された集積所において市が委託した事業者が収集する。

プラスチック製容器包装類	週1回、市が指定する日	戸建て住宅は敷地内の収集しやすい場所、集合住宅は指定された集積所において市が委託した事業者が収集する。
金属類・廃食用油・小型家電	4週に1回、市が指定する日	戸建て住宅は敷地内の収集しやすい場所、集合住宅は指定された集積所において市が委託した事業者が収集する。
剪定枝	週2回 可燃ごみの日/随時収集	3束(3袋)までの場合は委託業者が収集し、その他は連絡を受けてから、委託業者が収集する。

(4) 資源物の収集の主体

資源物の収集は、市又は市が委託した事業者が行う。

(5) 資源物の運搬先

資源物は、柳泉園組合又は市が指定した事業者に運搬するものとする。

(6) 資源化の方法

ア 分別収集した古紙及び布類は、市が指定した事業者へ引き渡し、再資源化を図る。

イ 分別収集したびんは、中間処理施設で色別びんに分別し、事業者引き渡し、再資源化を図る。

ウ 分別収集した缶は、中間処理施設でアルミ缶又はスチール缶に分別し、圧縮処理を行った後、事業者引き渡し、再資源化を図る。

エ 分別収集したペットボトルは、中間処理施設で分別し、事業者引き渡し、ペットボトルとして再資源化を図る(水平リサイクル)。

オ プラスチック製容器包装類は、市が委託した中間処理事業者に引き渡し、選別、圧縮、こん包等を行い、再商品化事業者引き渡し、再資源化を図る。

カ 剪定枝は、市が委託した事業者引き渡し、堆肥化及びバイオマス発電用燃料、堆肥化及びマルチング材の原料等として資源化を図る。

キ 生ごみ及び生ごみ一次処理物は、民間事業者引渡し、リサイクル土壌の材料として資源化を図る。

5 その他再利用に関し必要な事項

(1) 占有者及び事業者の義務

ア 占有者の義務

(ア) 占有者は、再利用が可能なごみの分別を行うとともに、再利用を促進するための自主的な活動に参加する等により家庭廃棄物の減量及び資源の有効利用に協力しなければならない。

(イ) 占有者は、資源物を種別ごとに分別し、所定の場所に排出しなければならない。

(ウ) 占有者は、市が行う廃棄物に関する施策に協力しなければならない。

#### イ 事業者の義務

(ア) 事業者は、事業活動に伴って生じた再利用が可能なごみの分別の徹底を図るとともに、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により再資源化を図らなければならない。

(イ) 事業者は、市が行う廃棄物に関する施策に協力しなければならない。

### (2) 中間処理施設等における一般廃棄物の再利用

#### ア 古紙・布類の処理

施設名	東多摩再資源化事業協同組合
施設所在地	東京都東村山市久米川町一丁目16番5号
施設名	興亜工業株式会社
施設所在地	静岡県富士市比奈1286の2

※古紙の処理については、古紙問屋を経て製紙メーカーに搬入される。

#### イ びん・缶・ペットボトルの処理

施設名	柳泉園組合内リサイクルセンター
施設所在地	東京都東久留米市下里四丁目3番10号
処理能力	5時間当たり合計処理能力65トン びん類 5時間当たり15トン 缶類 5時間当たり10トン ペットボトル 5時間当たり40トン
	ペットボトルは、既存の古紙系列を使用するため、 処理能力は古紙圧縮での能力

#### ウ プラスチック製容器包装類の処理

施設名（中間処理）	加藤商事株式会社エコ工場PHOENIX
施設所在地	東京都東村山市恩多町一丁目12番3号
施設規模	最大坪量 40トン フォークリフト 2台
施設名（資源化）	株式会社富山環境整備
施設所在地	富山県富山市婦中町吉谷3番地3
施設名（資源化）	株式会社エコスファクトリー
施設所在地	埼玉県本庄市児玉町宮内字大谷838番地4

※プラスチック製容器包装類は、材料リサイクルにより資源化を実施する。

#### エ 金属類の処理

施設名	株式会社青木商店
施設所在地	埼玉県新座市中野一丁目1番28号

#### オ 廃食用油の処理

施設名	株式会社丸正
-----	--------

施設所在地	埼玉県三郷市泉三丁目7-9
-------	---------------

カ 小型家電の処理

施設名	リバー株式会社
施設所在地	東京都墨田区緑一丁目4番19号
施設名	丸源起業株式会社
施設所在地	千葉県山武郡横芝光町曾根合77

キ 剪定枝の処理

施設名	株式会社尾林造園
施設所在地	西東京市向台町四丁目14番6号
施設名	株式会社リ・フォレスト
施設所在地	群馬県沼田市恩田町83番15号
施設名	吾妻木質燃料株式会社
施設所在地	群馬県渋川市祖母島字休場2044番地1
施設名	北進重機株式会社
施設所在地	群馬県渋川市金井字又郷山2275-1番地ほか
施設名	株式会社清水インダストリー
施設所在地	群馬県高崎市宮沢町10番地1
施設名	株式会社グリーンマテリアル
施設所在地	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚38-1ほか
施設名	株式会社グリーンハーモニー
施設所在地	東京都清瀬市下清戸三丁目9番1号

ク インクカートリッジの処理

施設名	エプソンミズベ株式会社
施設所在地	長野県諏訪市湖岸通り一丁目18番12号

ケ 生ごみ及び生ごみ一次処理物

施設名	比留間運送株式会社
施設所在地	東京都武蔵村山市中央二丁目18番3号

コ 事業系資源物の処理

施設名	オリックス資源循環株式会社
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313
施設名	比留間運送株式会社
施設所在地	東京都武蔵村山市中央二丁目18番3号

サ 食品廃棄物の処理

施設名	バイオエナジー株式会社
施設所在地	東京都大田区城南島三丁目4番4号

施設名	株式会社アルフォ
施設所在地	東京都大田区城南島三丁目3番2号
施設名	比留間運送株式会社
施設所在地	東京都武蔵村山市中央二丁目18番3号
施設名	株式会社西東京リサイクルセンター
施設所在地	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3
施設名	株式会社アクト・エア
施設所在地	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地
施設名	ニューエナジーふじみ野株式会社
施設所在地	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1